

富士圏域指定介護老人福祉施設入所指針 Q & A 【平成29年 4月24日版】

(優先入所検討委員会)

問1 同一法人内に複数の介護老人福祉施設を有する場合、委員会は施設ごとに設置しなければならないのか。

答1 入所申込者ごとに適切な検討時間を確保するため、基本的には、優先入所検討委員会は施設ごとに設置していただきますようお願いいたします。ただし、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の場合や、地域に介護老人福祉施設が限られており入所申込者の多くがそれぞれの施設で共通しているなど、地域の実情、特徴等を踏まえ、法人単位で優先入所検討委員会を設置する等の場合、それを妨げるものではありません。

なお、法人単位で優先入所検討委員会を設置する場合は、適切な検討時間の確保をお願いします。

問2 優先入所検討委員会は、入所申込書が提出される都度、開催するのか。また、開催に当たっては、全員が出席しなければならないのか。

答2 優先入所検討委員会は、最低でも6か月に1度以上開催するもので、入所申込書の提出の都度開催する必要はありません。開催に当たっては、委員全員が出席することが望ましいですが、やむを得ず欠席の委員については、事前説明及び事後承諾により対応して差し支えありません。

問3 第三者委員は、優先入所検討委員会開催の都度参加するのか。

答3 優先的な入所の取扱いは、透明性及び公平性が求められているため、第三者委員については、原則として開催の都度、出席することが望ましいです。また、第三者委員の都合等も考慮し、必要に応じて、複数の第三者委員を選任するなどの対応をお願いします。

問4 優先入所検討委員会は、6か月に1度開催するとして、優先入所順位名簿の順位は6か月間、不動となるのか。

答4 優先入所順位名簿の変更は、優先入所検討委員会において行うため、優先入所検討委員会が開催されるまでの間は、前回の優先入所検討委員会において決まった順位となります。

改正指針において優先入所検討委員会の開催及び優先入所順位名簿の見直しを、6か月に1回以上行うよう規定していますが、各入所申込者の状況は短期間のうちに変わり得るため、施設において対応が可能であれば、より短い期間で開催し、見直すことが望ましいです。また、緊急の開催が必要と判断すれば、随時開催のうえ、見直してください。

(優先入所基準)

問5 優先入所基準は富士圏域指針どおりの内容としなければならないのか。施設独自の判断を追加したり、削除したりしても構わないか。

答5 富士圏域指定介護老人福祉施設入所指針は富士市、富士宮市の関係団体及び県と協議して作成したものであり、また、複数の施設に入所申込をする人もいると考えられることなどから、富士圏域指定介護老人福祉施設入所指針を基本として作成をお願いします。

(入所申込書)

問6 既に申込みされている方について、再度、申込書の提出を依頼するのか。

答6 今回の改正により、提出いただいている申込書では不足する項目がある場合には、不足項目については、施設職員が聞き取りを行い、申込書に補記することで構いません。

問7 入所申込書の様式が示されているが、施設独自の欄を設けることは可能か。

答7 必要に応じて、施設独自の項目を加えることは差し支えありません。

なお、入所の必要性の高さの判断に関わらない個人のプライバシーの問題や入所申込者が不利益を被るような項目（他法人の施設にも申込みをしている場合の施設名の確認欄等）を加えることは、認められません。

問8 現在、優先入所検討委員会において決定した順位を家族に伝えてある。改正指針の施行日以降、順位を改めて変更することとなるのか。それとも上位者については、そのままよいのか。また、以上のように既に具体的な入所順位が決まっている待機者についても、改めて入所申込書を提出してもらうこととなるのか。

答8 改正指針の施行日までに、優先入所検討委員会において具体的な検討が行われ、決定した名簿の上位者については、改めて順位の検討を行う必要はなく、当該上位者を優先的に取り扱って差し支えありません。このため、現行の基準により具体的な入所順位が決まっている待機者については、改めて入所申込書を提出してもらう必要はありません。

なお、施設の判断により、改正後の基準により点数の見直しを行い、順位を検討いただいても差し支えありません。

問9 改正指針の施行日以降、改正後の基準に基づき順位を見直すことになるが、いつまでに優先入所検討委員会を開催しなくてはならないのか。

答9 具体的な期限は設定しませんが、準備が整い次第、順次、開催をお願いします。少なくとも、改正前の基準により決定した名簿上位者がいなくなる前には、開催をお願いします。

問10 入所申込後の状況把握方法については、特に指定はないのか。

答10 入所申込後に本人及び介護者の状況に変化が生じた場合は、施設に連絡するよう申込書に明記していることから、基本的には、入所申込者側から連絡をもらい、変更箇所を確認のうえ、記録を残す（又は入所申込書を提出してもらう）ことで構いません。また、施設の判断で、個別に状況の把握を行うことは差し支えありません。

なお、申込み後、1年に1度以上は、状況を確認するよう努めてください。

(入所申込者評価基準「介護の困難性」)

問11 主たる介護者が満70歳以上の高齢者であれば加点されるのか。

答11 介護の困難性の判断については、入所申込書に介護の困難性について記載欄を設けており、その情報を踏まえ、総合的に判断する必要があります。高齢による心身機能の低下等により、介護をすることが困難な場合を想定していますので、年齢のみで判断することなく、高齢に伴

う機能低下により介護ができなくなっているかどうかで判断してください。

問12 介護者が孫の面倒を見ている場合も、育児のため介護が困難に該当するのか。

答12 介護者が育児をしていて介護が困難な状態であれば、続柄は問いません。介護が困難の判断については、未就学児等で育児にかかる時間から判断して、介護との両立が難しい状況かを判断することになります。育児の程度、必要な介護の程度により個々に判断してください。

問13 介護を要する家族が2人のため、「複数人を介護しているため、介護が困難」としていたが、1人が施設に入所した場合は、どのように取り扱うのか。

答13 介護を要する家族が1人として、順位を見直してください。

問14 介護のために退職したが、経済的理由から就業を望んでいる場合、就業しているものとして点数を付けることは可能か。

答14 申込み時点の状況を記載してもらい、記載内容に応じて点数を付けることとなりますので、就業を望んでいる状況では、就業しているものとして点数を付けることはできません。申込み後に就業した場合は、申込内容を変更し、変更後の状況で点数を付けていただくこととなります。

問15 介護者の就労や育児について、それを証明するものの提示を求める必要があるのか。

答15 証明する書類を求める必要はありませんが、聞き取り等により状況を確認してください。

(入所申込者評価基準「居宅サービスの利用状況」)

問16 月途中で入院したため、1か月に満たないサービス利用しかない場合の取り扱いは、如何か。

答16 利用票別表の実際に利用したサービスの単位数の合計(実績)ではなく、必要とされるサービスの単位数の合計(予定)を用いて算出してください。

問17 退所を予定していない施設に入所中の申込者の点数と在宅で生活をしている申込者の居宅サービス利用率における最高点を同じとすることは、入所の必要性の高さが同程度とは考えられにくいですが、如何か。

答17 施設の住み替え等を希望する申込者においては、現施設等での生活が困難又は今後困難になることが見込まれる等の理由を把握することが必要です。入所申込書において入所希望時期と施設退所予定時期を確認していますので、運用として、次の対応をお願いします。

- (1) 退所予定のない申込者は申込理由を必ず確認し記録してください。
- (2) 入所希望時期が「将来的」の場合や、申込理由が「念のため」、「現入所施設等から次を考えておいてほしいと依頼があった」等の理由により、緊急性・必要性に欠けると判断される等の場合は、優先入所検討委員会での評価、判定は行わず保留してください。
- (3) 申し込みから概ね半年後に改めて退所予定、入所希望時期を確認し、必要に応じて優先入所検討委員会での評価、判定を行ってください。

(入所申込者評価基準「緊急度など特別な事由」)

問18 「特別な事由」は、施設独自で決められるのか。また、25点までなら、状況に応じて点数に差をつけてもよいか。

答18 評価基準の「特別な事由として挙げられる例」だけでは、押し量れない介護の困難性がある場合について、施設の優先入所検討委員会の判断で、「特別な事由」に該当するかを決定し、加点してください。ただし、「特別な事由」に当たるとして加点した場合や、配点を変更した場合には、その理由を、優先入所順位判定票及び優先入所順位名簿へ具体的に記載してください。

問19 既に施設において、「特別な事由」の基準表を作成しているが、それは今後も施設の基準表として活用できるのか。

答19 改正後の評価基準を参考に、適宜、見直してください。

問20 1つの施設のみに申込みをした者と複数の施設に申込みをした者で「特別な事由」で差を設けることは可能か。

答20 「特別な事由」とは、評価基準として規定されている「本人の状況」、「介護の困難性」及び「居宅サービス等の利用状況」のみでは押し量れない介護の困難性があり、在宅での生活の継続が困難なことを評価して加点するものですので、申込み施設数の多寡により差を設けることは適当ではありません。

問21 「特別な事由」は、誰が、どのように把握するのか。

答21 入所申込書の内容等について、施設職員による面接、訪問調査等、又は、担当の介護支援専門員、地域包括支援センター、市等からの情報収集に基づき把握してください。

問22 優先入所に当たっては、施設に対する貢献度（寄付者、支援者、施設関係者、ボランティア、補助金交付市等）を反映させるべきではないか。

答22 施設に対する貢献度は、優先入所の緊急性とは関係ないものであるため、優先入所順位に反映させることは適当ではありません。

問23 「緊急度など特別な事由」による加点の配点について、優先順位への影響が大きいことから、特別な事由についての透明性及び公平性の確保をする必要があるのではないか。

答23 特別な事由として加点する場合は、その理由及び配点変更の理由を判定票及び順位名簿に必ず記載してください。また、運用に当たっては、富士圏域の相談員連絡会等において事例検討等を行っていただき、共通の理解を深めることで透明性及び公平性を確保してください。

(その他)

問24 医療的ケアの必要性が高い申込者についても、申込を受けなければならないか。

答24 医療的ケアの必要性が高いことをもって、一律に入所申込を断ることは適当ではありません。入所申込者ごとに状況が異なるため、具体的な心身の状況、病歴等を把握のうえ、施設として対応が可能かどうかを個別に検討する必要があります。

なお、入所申込者が入院治療を必要とする場合、その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難であると判断した場合は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則等に基づき、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じてください。

問25 優先入所決定した申込者が事情により、当面入所する必要がなくなった場合の対応は。

答25 当面、入所の必要がなくなったということであれば、6か月以内の入所希望を確認し、6か月以内の入所を希望しない場合は、0点又は保留として取り扱ってください。

問26 優先入所決定した申込者が入院等により一時的に入所できない場合の対応は。

答26 入所申込者が入院等により一時的に入所できないような場合は、入所申込者の心身の状況等を確認のうえ、前後の順番の入れ替えにより対応してください。